東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成22年度 不適合管理委員会報告情報(平成22年9月27日(月)分)

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になり ます。

平成22年9月27日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

 区分
 該当なし

 区分
 該当なし

 区分
 該当なし

その他: 8 件

その	1U .	<u>8 17 </u>		
NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	第4給水加熱器(C)ドレン水位の液位発信器において、不具合(リンク機構のはずれにより指示オーバースケール)が認められたため、当該液位発信器を点検修理。	G	H22.12.3再審議 にてグレード変更 「G G 」
2	2号機	固定子冷却水ポンプ予備機自動起動定例試験において、ポンプ出口圧力スイッチ計器入口弁カバーが変形及びカバーがグランド部に噛み込み、ナットに緩みが認められたため、当該カバーを補修及び入口弁を点検補修。	G	
3	2号機	中性子計装系局部出力領域モニタ(40-33C:予備)において、指示値の瞬時上昇により、過渡現象記録装置が起動したことから、当該モニタの電気的特性試験を実施。	G	
4	2号機	制御棒駆動水圧系水圧制御ユニット(38-03)窒素ガス充填弁において、付け根部より微少の リーク認められたため、当該水圧制御ユニットを点検。	G	
5	2号機	制御棒駆動水圧系水圧制御ユニット(22-55)窒素ガス充填弁において、付け根部より微少の リーク認められたため、当該水圧制御ユニットを点検。	G	
6	2号機	発電機水素ガスボンベ建屋において、ガス検出器が動作していたため漏えい箇所を調査したところ、水素ガスボンベA系(A - 5)元弁において、水素ガスリークが認められたため、当該Aラックボンベを隔離及び当該弁を点検補修。	G	
7	4号機	タンクベント処理系出口流量計点検において、ノズル固定用ビス4本のうち1本に脱落が認められたため、当該ビスを取付け。	G	
8	4号機	発電機水素ガスボンベ切替時、Bラック(No2)出口弁グランド部から水素ガスのリークが認められたため、当該弁を点検補修。	G	